

2007 年 6 月 26 日

消費者基本計画の評価・検証(意見)

埼玉大学経済学部非常勤講師

原 早苗

6 月 26 日開催の国民生活審議会消費者政策部会における上記審議において、発言時間に退席の予定がありますので、文書での意見を提出いたします。

1. 基本計画の評価・検証作業のあり方について

1) 各省庁とは冒頭のヒヤリングの場面だけでの意見交換だったが、評価作業のまとめ、次年度以降の課題の共通理解のためにも、最後の段階でも意見交換の場を設けてほしい。

2) 評価・検証作業は4月から5月に集中しているが、この段階では各省庁とも 6 月の予算確定の前になるので施策の確約ができない状況にあると思われる。いまの作業スケジュールでは、どうしても課題の後追いにならないか？

3) 現行の「消費者基本計画」は5年計画で策定され、3 年目に入っている。当初の検討課題はすでに取り組みが終わっているものもあり、残されている課題は具体的な施策に欠けるきらいがある。今後の課題の掘り起こし、提言の仕組みの構築を早急に図るべきだと考える。各省庁の消費者施策との連動が必須と思われる。

2. 総括的整理について

現在、「消費者政策の効果を測定する手法がないことから、今後、こうした手法を可能な分野から開発し、導入するよう努めることが必要である」の見解に賛成である。

規制改革後の事後ルールによる社会づくりに、消費者政策は有用な役割を果たしうると考える。数値化は難しいかもしれないが、アプローチには賛成である。

成果は、地方の消費者行政の拡充にも活用できるのではないか。また、多重債務対策の成果についても組み入れれば、相当の効果を計上できると考える。

3. 情報・通信分野の消費者施策の一層の拡充について

情報・通信分野の進展は著しいものがある。総務省を中心に経済産業省、内閣府、公正取引委員会、法務省、文部科学省など多くの省庁の連携も必要である。

情報開示と、消費者の意見収集、消費者の視点を取り込んだ施策の立案、ルール化を図ってほしい。情報と通信の融合による基本法制定に向けて、一層のこの分野の拡充を図っていただきたい。(地上デジタル、プロバイダーや回線契約のあり方、コンテンツ、著作権、回線、接続約款、ネット取引のあり方、電子マネー、機器など)